

各森林管理局総務企画部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

週休2日を促進する森林土木工事の試行について

森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の工事については、将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、今後発注する工事については、工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知。以下「計画課長通知」という。）によるほか、下記によることとしたので適切に実施されたい。

記

1 用語の定義

この通知における用語の定義は、計画課長通知に定めるところによるほか、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長、国有林野部長通知。以下「細部取扱い」という。）及び森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）に定めるところによる。

2 試行工事の取組内容

この通知に基づく取組を試行する森林土木工事（以下「試行工事」という。）の実施に当たっては、工事の規模、内容等に応じて次のいずれかの方式を選択の上、ワンデーレスポンスの徹底、綿密な工程調整、関係機関との協議調整の確実な実施等により、受注者が休日を確実に確保できるよう努めるものとする。

また、次のいずれの方式においても、入札説明書等において、週休2日（計画課長通知第1の2の(1)に定める現場閉所による週休2日又は第2の2の(1)に定める交替制による週休2日をいう。以下同じ。）を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費（以下「工事費」という。）の一部を補正して実施する試行工事であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定方式

契約締結後、週休2日の取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）においてプラス評価を行う。

また、現場閉所（交替制による週休2日方式にあつては休日確保）（以下「現場閉所等」という。）の達成状況が4週8休以上でない場合は、現場閉所等の状況に応じて請負代金額を変更した上で、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかったものについて、工事成績評定においてマイナス評価を行う。

(2) 受注者希望方式

契約締結後、工事着手前に受注者と週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ工事成績評定においてプラス評価を行う。

なお、現場閉所等の達成状況が4週8休以上でない場合は、現場閉所等の状況に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

3 工期の設定

試行工事における工期については、設計積算要領第9及び細部取扱いの9に基づき、余裕期間制度の積極的な活用を図りつつ、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）を確保するなど適切に設定する。

4 工事費の補正

計画課長通知第1の4の(1)及び第2の4の(1)に定める現場閉所率及び休日率に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち、4週8休以上の達成を前提とした補正係数について、当初から各経費に乗じて工事費を積算する。

また、現場閉所等の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて工事費を補正し、請負代金額を変更することとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより請負代金額を変更することとする。

- (1) 発注者指定方式により実施した試行工事において、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所等の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。
- (2) 受注者希望方式により実施した試行工事において、現場閉所等の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、週休2日補正係数に乗じずに請負代金額を変更することとする。

5 週休2日の取組に係る協議、確認等

(1) 協議報告書等

受注者希望方式において、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、速やかに協議報告書を取り交わし、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

(2) 休日取得計画（実績）書

週休2日の取組状況を確認するため、受注者が対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成することを特記仕様書等において義務付け、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに提出させる。

なお、発注者指定方式において、提出された休日取得計画書が週休2日の取得を前提としていないことが確認された場合、監督職員は改善に向けた指示を行い、その是正に努めるものとする。

6 週休2日の取組に係る周知

森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。

7 工事成績評価における評価

週休2日の取組状況に応じ、工事成績評価において次のとおり評価を行う。

(1) プラス評価

ア 綿密な工程調整、ICTの積極的な活用等により4週8休以上の現場閉所等を達成するなど、他の模範となるような働き方改革に係る取組を実施した場合には、監督職員の考査項目「創意工夫」の「その他」として「その他（週休2日（4週8休以上）の確保に向けた取組の工夫）」を追加し、評価する。

イ 4週6休以上の現場閉所等を達成した場合には、その達成状況に応じ次のとおり評価を行う（交替制による週休2日方式にあっては、次の(ア)及び(イ)の「現場閉所」を「交替制」と読み替えて記載する。）。

(ア) 4週8休以上の場合

① 監督職員の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「その他（現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。）」を追加し、評価する。

② 主管課長・担当課長等の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「休日を確保するなど、適切な人員管理と工程管理がなされている。」を評価するとともに、「その他（現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。）」を追加し、原則a評価とする（他の項目で著しく低く評価する内容が確認される場合を除く。）。

(イ) 4週6休以上4週8休未満の場合

① 監督職員の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「その他（現場閉所による休日の確保を行っている。）」を追加し、評価する。

② 主管課長・担当課長等の考査項目「施工状況」の「工程管理」において、「休日を確保するなど、適切な人員管理と工程管理がなされている。」を評価する。

(2) マイナス評価

発注者指定方式において、提出された休日取得計画表が週休2日の取得を前提としておらず、監督職員が改善に向けた指示を行ってもその是正がされないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、主管課長・担当課長等の考査項目「法令遵守等」において、「上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正がなされなかった場合」に該当するものとして、3点減ずる。

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

交替制による週休2日の取組の実施に当たっては、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実情に応じて変更が可能となる経費（以下「実績変更対象額」という。）の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うこととする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

9 アンケートの実施

現場閉所による週休2日の試行工事に取り組んだ受注者へ、別紙3のアンケートについて工事完成通知後14日以内に記入、提出するよう協力要請する。

発注者は、提出されたアンケート結果を踏まえ、今後の発注に向けた適正な工期設定、工事施工段階における対応等のための参考資料として活用する。

また、提出されたアンケートについて、この通知の規定に直接関係するなどの記載内容が確認された場合は、必要に応じ林野庁国有林野部業務課へ情報提供するものとする。

10 週休2日の取組実績の証明

工事完成後、4週6休以上の現場閉所等を達成したことを確認した場合は、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」（別紙4）を発行する。

11 入札説明書等への記載

試行工事の発注に当たっては、次の記載例を参考に入札説明書等へ明示し、入札に参加しようとする者へ周知の上実施すること。

（入札公告及び入札説明書記載例）

【現場閉所による週休2日方式の場合】

○. 工事概要等

【発注者指定方式の場合】

(○) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休2日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

【受注者希望方式の場合】

(○) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

【交替制による週休2日方式の場合】

○. 工事概要等

【発注者指定方式の場合】

- (○) 本工事は、週休2日を促進するため、交替制による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休2日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

- (○) 本工事は、上記(○)に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

【受注者希望方式の場合】

- (○) 本工事は、週休2日を促進するため、交替制による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。なお、現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合（休日確保）が4週8休以上でない場合は、休日確保の状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

- (○) 本工事は、上記(○)に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）

のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（特記仕様書記載例）

【現場閉所による週休2日方式の場合】

【発注者指定方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数（以下「週休2日

補正係数」という。)のうち4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乘じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乘じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%(6日/28日)以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01

(4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分

の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。

- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週6休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

【受注者希望方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付

け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

- (3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乘じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乘じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、週休2日補正係数を乘じずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%(6日/28日)以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週6休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

【交替制による週休2日方式の場合】

【発注者指定方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、週休2日を促進するため、交替制による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 週休2日とは、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

ウ 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数（以下「週休2日交替制補正係数」という。）のうち4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

なお、市場単価等については、労務費分が明らかになっていないことから、補正の対象としない。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日交替制補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、休日確保の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日交替制補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況 (休日率)	4週8休以上 (28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%(7日/28日) 以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%(6日/28日) 以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
現場管理費	1.03	1.02	1.01

(4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績

書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。

- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や休日確保の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完成後、4週6休以上の休日確保を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

○. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記○に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

【受注者希望方式の場合】

○. 週休2日の取組

本工事は、週休2日を促進するため、交替制による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 週休2日とは、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数（以下「週休2日交替制補正係数」という。）のうち4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

なお、市場単価等については、労務費分が明らかになっていないことから、補正の対象としない。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日交替制補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、休日確保の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、週休2日交替制補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況	4週8休以上	4週7休以上4週8休未満	4週6休以上4週7休未満
------	--------	--------------	--------------

(休日率)	(28.5%(8日/28日)以上)	(25%(7日/28日)以上28.5%未満)	(21.4%(6日/28日)以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
現場管理費	1.03	1.02	1.01

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や休日確保の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、休日確保が4週8休以上でない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 工事完成後、4週6休以上の休日確保を達成したことを確認した場合、発注者は「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

○. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記○に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについて

は、設計変更の対象としない。

- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

「週休2日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工事名：

(2) 工事期間：

2 貴社の就労環境について

(1) 現在の労働時間、休日の制度を教えてください。

- ①完全週休2日制 } → (2) へ
②4週8休
③4週6休
④4週4休
⑤4週4休未満

回答：_____

(2) 計画的に週休2日及び4週8休が確保できていますか。

- ①確保できている。
②おおむね確保できている。 } → (3) へ
③確保できていない。

回答：_____

(3) 週休2日及び4週8休が確保できない理由は何ですか。

(自由記載)

3 試行工事の実施について

(1) 今回の試行工事について達成できた状況を教えてください。

- ①完全達成 } → (2) へ
②7～9割程度
③4～6割程度 } → (3) へ
④1～3割程度
⑤全くできなかった

回答：_____

(2) 達成できた要因は何ですか。

(自由記載)

(3) 達成できなかった要因は何ですか。

--

(4) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

- ①適切である。
- ②余裕がある。
- ③不足する。 → (5) へ

回 答 : _____

(5) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

--

不足日数	
------	--

4 「週休2日制」にするための方策

※「週休2日制」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とする制度。

(1) 「週休2日制」を確保する上で、発注者に求めることはなんですか。

(自由記載)

--

(2) その他「週休2日制」を導入することに関して、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

森林土木工事における週休2日の取組実績証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、4週6休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを確認したので通知します。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- 3 週休2日の取組結果
4週〇休（〇%）以上4週〇休（〇%）未満^{【注】}を達成（括弧内は現場閉所率又は休日率）

【注】 下線部には、次の週休2日の取組状況のうち該当するものを記載する。

- ・ 4週8休（28.5%）以上
- ・ 4週7休（25.0%）以上4週8休（28.5%）未満
- ・ 4週6休（21.4%）以上4週7休（25.0%）未満

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫又は 材料保管場所等の敷 地借上げに要する地 代若しくはこれらの 建物を建築する代わ りに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借 上げする場合に要す る費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホ テル等に宿泊する場 合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 を含む。）をするため に要する費用（運転手 賃金、車両損料及び燃 料費等を含む。）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、帰 省旅費及び帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助及 び交通費			
	小計					
合計						